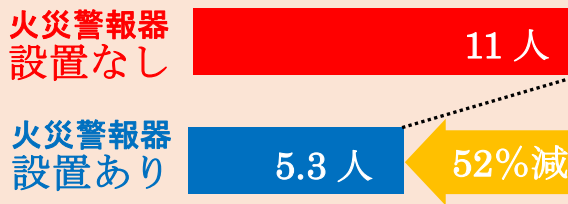


住宅用火災警報器 あなたの家にはついてますか！？

消防法により、すべての住宅やアパート、マンション（自動火災報知設備設置住宅は除く。）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅火災100件あたりの死者数
(平成29年～令和元年)

(出典：消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>)



火災は決して他人事ではなく、どこの家庭でも起こりうることです。

住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合と比べて死者数が52%も減っています。

万が一の時も住宅用火災警報器があれば、火災にいち早く気づくことができ、大切な命を守ってくれます。

つけてよかった！

家人は外出し留守であったが、住宅用火災警報器（煙式）が鳴動し、通行人の女性が警報音に気づいたことにより、早期に火災の発見、通報につながったため、大きな被害に至らなかった。

住宅用火災警報器の奏功事例

川崎市内においても、住宅用火災警報器の奏功事例が多数報告されています。

住警器、ずっと使える？

住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年！ 定期的な作動確認を！

住宅用火災警報器の設置の義務化から、14年が経過しています。

「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に作動するよう、火災予防運動（3月・11月）の時期など、定期的に作動確認を行い、適切に交換を行うよう習慣づけましょう。

「付加価値のある住宅用火災警報器」のオススメ

連動型：一箇所で火災を感知すると、連動している家中全ての警報器が鳴ります。

補助警報装置：音に加えて光の点滅や振動により、火災発生を知らせます。

IoT 対応型：一箇所で火災を感知すると、連動している家中全ての警報器が鳴動して感知した場所（2階寝室、リビング等）をお知らせします。

また、スマートフォンへ、火災の発生、電池切れ、故障、交換時期等を通知することもできます。



ボタンを押すか、ひもを引いて作動確認☑

掲載されている記事についてのお問い合わせ

川崎消防署 川崎区南町20番地7 044-223-0119